

委員会の設置について（申し合わせ）

平成17年10月27日

平成28年6月17日改正

国立大学図書館協会

第63回総会

1. 国立大学図書館協会会則（以下「会則」という。）第4章第5節に定める委員会の委員長は、理事の代表者の中から、会長が指名する。
2. 各委員会の委員長及び委員は、再任を妨げない。
3. 各委員会の委員の任期については、委員長の任期に準じる。
4. 各委員会の委員長又は委員がその任期中に交代する場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 各委員会は、必要に応じて小委員会を設置することができる。小委員会の設置期間は、設置の都度これを定め、委員会の設置期間を越えないものとする。
6. 小委員会委員長は、委員会委員長が委員の中から指名する。小委員会の委員の選任にあたっては、会則第20条第5項を準用するものとし、各委員会委員長は、小委員会と小委員会委員長について会長に報告する。